

◇ グループ間取引の書類保存 ローカルファイルとの関係

Q : グループ間取引の書類保存は、ローカルファイルがある場合、どうなりますか？

A : 次のような取扱いになります。

【解説】

令和8年度税制改正では、企業グループ内の取引について「書類保存の特例」が創設される予定です。この制度では、関連会社との取引について、契約書などの書類に取引価格(対価)の算定根拠となる事項が記載されていない場合、その内容を説明できる「補完書類」を作成・保存することが求められます。

例えば、海外の親会社から技術提供を受けたり、知的財産を使用したりする場合には、その対価がどのように決められたのかを説明できる資料を残しておく必要があります。これらの書類は税務調査の際に提示を求められることがあります。

一方、国際取引に関する移転価格税制では、取引内容や価格算定方法をまとめた「ローカルファイル」という書類を作成・保存する制度があります。このローカルファイルには、取引の内容や価格算定の根拠などが詳しく記載されているため、基本的には今回の特例で求められる「対価の算定根拠」も含まれていると考えられます。そのため、すでにローカルファイルを作成・保存している場合には、新たに補完書類を別途作成する必要はないとされています。なお、この制度は令和8年4月1日以後に適用される予定で、必要な書類を保存していない場合には青色申告の承認取消しなどのリスクもあるため、企業は早めの準備が求められます。

